

第 10 回

天王町・昭和町・飯田川町

合併協議会会議録

開催日 : 平成16年 2月13日

場 所 : 昭和町農村環境改善センター

第10回 天王町・昭和町・飯田川町合併協議会

1. 日 時 平成16年2月13日(金)午後2時～4時29分
2. 場 所 昭和町農村環境改善センター
3. 出席した委員等
- | | | | | |
|-------|---------|---------|---------|--|
| 会 長 | 石 川 光 男 | | | |
| 第1号委員 | 千 田 鐵太郎 | 小 玉 久 男 | | |
| 第2号委員 | 後 藤 一 志 | 堀 井 克 見 | 千 田 正 英 | |
| | 赤 平 末次郎 | 小 林 友 明 | 大 澤 一 義 | |
| | 門 間 英 也 | 佐 藤 正 信 | 伊 藤 栄 悦 | |
| 第3号委員 | 佐々木 吉 男 | 三 浦 トシ子 | 鈴 木 久米雄 | |
| | 館 岡 哲 | 淡 路 徹 | | |
| | 伊 藤 義 弘 | 鈴 木 政 亞 | 小 玉 喜久子 | |
4. 欠席した委員
- | | |
|-------|---------|
| 第3号委員 | 南 都 武 男 |
| 第4号委員 | 山 口 博 司 |
5. 出席した幹事等
- | | | | |
|---------|---------|-----------|---------|
| 幹 事 長 | 佐々木 嘉 一 | | |
| 副 幹 事 長 | 渡 邊 毅 | 間 杉 作 朗 | |
| 幹 事 | 高 橋 利 雄 | 大 越 宏 | 鈴 木 司 |
| | 門 間 鋼 悦 | 伊 藤 賢 志 | |
| | 鐙 利 行 | 千 種 肇 | |
| 教 育 長 | 保 坂 廣治郎 | 小 林 洋 | 菊 地 紘 |
| 専門部会長 | 宮 田 隆 悦 | 児 玉 俊 幸 | 鎌 田 洋 一 |
| | 小 林 健 一 | 肥 田 野 耕 二 | 佐々木 博 信 |
| 事 務 局 | 幸 村 公 明 | 渡 辺 雅 人 | 菅 原 龍太郎 |
| | 村 山 久 尚 | 他4名 | |
- 秋田県市町村課合併支援室 中 嶋 英 明
6. 協 議 案 件
- (1) 報 告
- ・報告第11号 新市名称候補選定小委員会の設置要領の一部変更について
 - ・報告第12号 新市名称候補選定小委員会報告について
 - ・報告第13号 新市名称応募状況について
- (2) 協 議
- ・協議第15号 継続協議 議会議員の定数及び任期の取扱いについて
 - ・協議第16号 継続協議 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて
 - ・協議第26号 使用料、手数料の取扱いについて(手数料の取扱い)
 - ・協議第35号 消防防災関係事業の取扱いについて
 - ・協議第36号 障害者福祉事業の取扱いについて
 - ・協議第37号 児童福祉事業の取扱いについて
 - ・協議第38号 生活保護事業の取扱いについて
 - ・協議第39号 建設関係事業の取扱いについて
 - ・協議第40号 上水道、下水道事業の取扱いについて

・協議第41号 平成15年度天王町・昭和町・飯田川町合併協議会
補正予算(案)について

7. 次回開催日について

【協議内容】

司 会(事務局長 幸村)

皆様、本日は大変お忙しい中ご出席を頂きまして、誠にありがとうございます。

只今から、第10回天王町・昭和町・飯田川町合併協議会を開会致します。開会にあたりまして、会長であります石川天王町長から挨拶を申し上げます。

会 長(石川天王町長)

委員の皆さん、そして傍聴者の皆さん、本日は誠にご苦勞様でした。さて、本協議会におきましては、基本3項目で決まった新市の名称の募集を行ってききましたが、2月11日をもって締切りましたところ最終応募件数は2,547件となりました。このあと名称選定小委員会で10作品まで絞り込み、その中から協議会で決めていくことにしておりますのでよろしくお願い申し上げます。今協議会には継続協議となっております議会議員の定数及び任期の取扱いと、農業委員会委員の定数及び任期の取扱いなど10案件を上程しております。各種使用料や手数料、建設関係事業、上水道下水道事業の取扱いなどは、これまで再三にわたり事務方に調整を指示した内容であり、基本的な考え方として合併によって住民負担が増すことのないよう、可能な限り詰めた内容となっております。3町住民がより結びつきを深め地域コミュニティー活動を推進できるよう地域の一体感の醸成を図っていくことがなにより大切なこととあります。本合併協議においては、今後も調整項目に難を極めるものもあらうと思っておりますが、3町合併という大命題に向かって本協議会の前進を期していきたいと存じますので委員各位のご協力とご理解をよろしくお願い申し上げます。なお、議員の定数及び任期の取扱いについて、市町村合併特例法の逐条解説を追加資料として配付致します。協議進展のための資料として頂きたいと思っております。これをもちまして挨拶を終わります。

司 会(事務局長 幸村)

ここで、出席委員数の報告をさせていただきます。本日は19名の委員の皆様の出席を賜っておりまして、規約第10条第1項の規定により、本会議が成立したことをご報告致します。尚、秋田地域振興局長の山口委員と、昭和町の南都委員から、欠席する旨のご連絡がありました事をご報告致します。また、委員の皆様をお願いでございますが、会議における発言につきましては、会議録を作成するため録音をしております。発言の際は、必ずお手元のマイクを使って頂くようお願い申し上げます。それでは、会長から会議の進行をお願い致します。

会 長(石川天王町長)

本日の会議録署名委員は、会議運営規程に基づき天王町の後藤一志委員と、天王町の堀井克見委員を指名致しますのでよろしくお願い申し上げます。

それでは、報告第11号から報告第13号までを一括して議題と致します。事務局から説明を求めます。

説明者(事務局長 幸村)

それでは、報告第11号でございますが、資料の1ページをお願い致します。新市名称候補選定小委員会設置要領の一部変更についてですが、2ページをお願い致します。ここの設置要領の第4条でございます。役員のところでございますが、小委員会に次の役員を置く。(1)として委員長1

名となっております。(2)のところでございますが、副委員長を2名とするものでございます。当初、副委員長は1名とされておりましたが、役員選出の際に委員長を選出した町以外の2町から副委員長を互選し、3町平等にしたいとして同席していた会長、副会長から同意を得まして、副会長を2名と変更しております。ご了承頂きますようお願い致します。

続いて3ページであります。報告第12号新市名称候補選定小委員会の報告についてでございます。5ページをお願い致します。第1回新市名称候補選定小委員会会議結果等についてでございますが、16年1月20日に天王町福祉センターで開催してございます。会議には、新市名称候補選定小委員会委員6名と、会長、副会長、幹事が出席しております。5の会議の結果としてでございますが、委員長及び副委員長の互選では、委員長には門間光夫委員、副委員長には石川久悦委員、副委員長に門間久一郎委員が選出されております。なお、下のほうの枠囲いの、新市名称候補選定小委員会委員名簿は、ここに示しているとおりでございます。次のページをお願い致します。選定基準及び選定方法でございますが、1の選定基準については協議した結果、応募基準と同じ内容で選定することと致しました。2の選定方法については、(1)の1次選定としては小委員会委員から郵便により投票して頂くものであります。これは、応募された作品の中から選定基準に基づき、それぞれ10作品を選定して頂きます。その全ての作品を候補として選定します。最大で60作品となります。印ですが、郵便投票の方法としては、事前に各委員に応募された一覧表と投票用紙を送付し、その中から各委員がそれぞれ10作品を選定し、事務局へ返送して頂くものでございます。次に第2次選定でございますが、小委員会を開催するものでございます。第1次選定により選定された作品の中から、協議により10作品を選定するものです。10作品については、作品ごとに新市名称候補選定小委員会としての「選定理由」を付して小委員会委員長が協議会へ報告するものであります。以上で小委員会の役割が終了致します。続いて、小委員会の次回の開催日についてでございますが、3月1日、天王町福祉センターで開催することとしております。

続いて報告第13号でございますが、新市名称応募状況についてでございます。この応募状況については、最新のものということで本日お配りした緑色の資料でご説明致します。この表で会長の挨拶にもありましたが、応募総数は2,547件でありました。その内訳としては、有効分が2,523、無効分が24となっております。この有効分の内、名称の種類は1,140種類となっております。この下のほうに、応募方法、男女別、年代別、地域別は全て有効分の2,523の内訳となっております。ここに示してあるとおりであります。なお、名称の種類については現在最終確認中でありまして、数字が若干変動する可能性があります。次回協議会の2月26日には、新市名称の公募結果として名称の種類別一覧表をご報告することとしております。以上です。

会 長(石川天王町長)

報告の第11号から報告第13号までについて説明がございましたが、内容等についてご質問ありましたらお願いします。

〔異議なしの声〕

会 長(石川天王町長)

ないようでございますので、報告事項についてはこれで終わらせて頂きます。

続いて、協議に入ります。協議第15号 議会議員の定数及び任期の取扱いについてを議題と致します。事務局から説明を求めます。

説明者(事務局長補佐 菅原)

9ページをお願い致します。議案第15号は、継続協議となっております。議会議員の定数及び

任期の取扱いについてでございます。以上でございます。

会 長（石川天王町長）

このことについては、前回の協議会では町民代表の方から意見がありまして、議会代表としてご意見を伺いましたけれども、3町それぞれが親議会で協議する時間を貸してほしいということがありまして、今回はまず、その3町それぞれの議会のご意見を伺えればありがたいと思います。最初にどこからいけばいいですか。

堀井委員（天王町）

今、会長である石川町長から、特例法に関する追加配布と、わざわざ追加配布される程の大事で意味のあるものであるからこそ、会長が追加配布というふうな手段をとったと思いますので、それをご説明して頂きたいと思います。それから入って頂きたいと思います。

会 長（石川天王町長）

それでは今、天王町の堀井委員から、逐条解説の説明をして欲しいということがありました、ご異議はありませんか。

〔異議なしの声〕

会 長（石川天王町長）

それでは、事務局から説明をお願いします。

説明者（事務局長補佐 菅原）

只今配布致しました資料について、ご説明を申し上げます。今回配布した資料の245ページをお願い致します。在任特例の合併特例法第7条第1項第1号の適用、合併する市町村が協議を行い、合併前の市町村の議会議員が、合併後2年以内の期間引き続き在任することにつきまして、245ページの3番をお願い致します。ここの部分を朗読したいと思います。新設合併の場合において、市合併特例法、これは昭和37年の市の合併に関する法律でございます。市合併法等において2年間とされていたこの在任可能な最長期間については、法制定当初には、旧議員の留任期間の長期化が合併市町村の一体性の確立にマイナスの効果を及ぼすおそれのあること等を理由に、合併促進法の規定と同様一年と規定されておりました。しかしながら、自主的な市町村の合併を推進するためには、合併の効果がより一層確実に発揮されることが必要であり、この方策として市町村建設計画が重要な役割をもつこととなる。法第3条に規定するとおり、この計画は、合併前に合併関係市町村により構成される合併協議会において定められるが、その実施は、合併後にもっぱら合併市町村の決定に従ってなされることになる。従って、市町村建設計画をより適切に実行できるようにするためには、合併前の各合併関係市町村の議会の議員が合併後も引き続き合併市町村の議会の議員であることを一定期間保障することにより、その意見を市町村建設計画の実施に反映させることが必要であることが想定される。このように、市町村建設計画の円滑な実施のためには、議員の選挙の実施が、合併後少なくとも一会計年度を経過した後とすることが望ましいことから、平成7年の改正において、この規定による在任特例を合併後2年以内の期間に延長したものである。以上でございます。

会 長（石川天王町長）

今、事務局の方から2年を超えない範囲ということで、逐条解説の朗読説明を致しましたが、このことについて何かご質問がございましたらお願いします。

後藤委員（天王町）

天王町の後藤です。この法律の中で、一会計年度を経過した後にするのが望ましいとありますけ

れども、一会計年度というのはどういうことを示しているのかを説明してください。

会 長（石川天王町長）

事務方、ご説明をお願い致します。

説明者（事務局次長 渡辺）

只今、一会計年度ということでご質問がございましたけれども、自治法におきまして、地方自治体の会計年度は基本的に4月から3月の一カ年ということで想定されております。それで、ここで一会計年度を経過した後ということで規定されている意味あいと致しましては、その3月までの会計年度につきまして、いろいろ出納整理期間なり、決算審査とか、そういったものを加味してという意味あいだと思いますが、基本的に会計年度自体は4月から3月ということとされます。以上でございます。

会 長（石川天王町長）

よろしいですか。

後藤委員（天王町）

私は、例えば予算を、予算から次の年の決算までと思う訳でございますけれども、そういう考えというのはやはり駄目なものでか。

会 長（石川天王町長）

一会計年度というのは、4月に始まって3月に終わると。まあ、出納閉鎖は5月になってきますけれども。それで一会計年度というのは、4月から3月までというのが事務方の説明でありますので、私もそう思いますけれども。

館岡委員（昭和町）

ちょっとくだらない質問かも知れませんが、例えば、合併が3月までにするという事になっておりますけれども、10月に合併となった場合はその会計年度というのはどういうふうになるのですが。やはり、3月までということになるのですか。

会 長（石川天王町長）

なるほど、それについては何か判例などはありますか。

説明者（事務局次長 渡辺）

只今の質問でございますが、会計年度自体は自治法上、一旦3月でもって終了致しますので、そういったことをお願いしたいと思います。

会 長（石川天王町長）

いいですか。

堀井委員（天王町）

今は、前回の協議会とはまた違った形で、まさしくこの特例法の主旨とするところの一番大事な部分を、今事務方からご説明を頂きました。その中でも、特に一会計年度を経過した後とするのが望ましいという指導でありますけれども、これも今事務方の説明を聞いた限りでは、4月1日に始まって3月31日ともとれるし、少なくとも予算に始まって決算終了までをというふうにもとれるふしの説明でありましたので、私共議員活動をする立場からいきますと予算を審査し議決をする、そうすれば3月31日までの中で執行していく。そしてその成果等を5月31日の出納閉鎖を経て1年半ぐらいのスパンでもって会計が決算という形で上がってくる。それを私共は審査をしながら認定するか否かによってさらなる次年度に予算等の繁栄をさせていく。これが一つの固定された地方議会のパターンであるというふうに認識しておりますが、このような認識というものは事務方と

しては誤りなのか、誤りでないのかというふうな認識をもたれるのか。それによってこの一会計年度というものの基準を私共がどういうふうに解釈していいのか、そして今後の在任特例のパンをどの位に設定していいものか、非常に微妙なところに触れてくると思いますので、出来る限り今一度明確な、事務方としての見解をお聞かせ頂ければありがたいと思います。

会 長（石川天王町長）

参考委員の総務課長さん方で、明解に答弁できる方はいませんか。一会計年度というのは、あくまでも4月から3月だと。それで2年以内というような特例があるとすれば、一会計年度というのは4月から3月までの年度であります。2年まで伸ばしたということは決算も含めてやりなさいという意味にも取れますね。明解な逐条解説の解説も必要だから、これは今電話を掛けて今すぐ聞いてもらえませんか。

堀井委員（天王町）

私流に解釈すれば、1会計年度を経過した後という、この後です。例えば、あなた方がおっしゃるように、3月31日に切ったとしてもいいのですよ。その後ということ、少なくとも私は決算が含まれているものだと思います。やはりあなた達も首長として、そのサイドの中で単年度決算という形で執行していると思うし、あるいは提案して議会に出されたものを、審査させて頂くというのが、私は一つ概念となつてここまできているのかなというふうに思いますので、これがまさしく一番のポイントになるであろうと思いますから、若干休憩してもいいですから明解な見解を出して頂きたいということ、再度お願いしたいと思います。

会 長（石川天王町長）

これは大事ですので、その方がいいのではないですか。では一旦休憩して、合併支援室でも市町村課でもいいので、この逐条解説の解説をして下さいと聞いて頂けないですか。

会 長（石川天王町長）

暫時休憩（14：22）

会議再開（14：37）

会 長（石川天王町長）

議会を再開致します。只今のご質問については、県の市町村課合併支援室の中嶋主事さんからお答え頂きたいと思います。

説明者（秋田県市町村課合併支援室 中嶋主事）

県の合併支援室の中嶋でございます。今日は傍聴に来ておりましたけれども、今会長からご指名がありましたので若干説明させていただきます。

在任特例、2年間ということでございますけれども、これについて一会計年度を経過した後とすることが望ましいということがございますが、合併につきましては年度途中の合併ということがほぼ想定されます。年度途中の合併といいましても、4月の合併もあれば、年度末ぎりぎりの3月の合併といろいろある訳でございます。実際年度末に近い合併ですと新市としての会計年度は、例えば3月1日に合併ですと3月1日から3月31日までの1ヶ月間ということになります。そうしますと、実際新市として最初に行われる会計年度で行われる事業というのは、合併前の市町村が行ってきた事業の引き続きと言いますか、残務整理と言いますか、執行残をそのまま執行するというような形になりまして、実際新しい市としての意思決定の予算の元で行われたものではないと、事実上はそういうことになります。こういうことを考えますと、ここで市町村建設計画の実施に反映させることが必要であると。一会計年度ということが表現されているところから見ますと、逐条解

説の逐条解説というものはございませんのではっきりとしたことはありませんけれども、ここから推定されることとしては、新しい市が出来て、そこで新しい首長さんが決まって、新しい本予算を組む。そういうものを2年設けていけば、どの時期に合併をしても2年以内であれば本予算を組んで一会計年度、それこそ1年間事業をして行うことができる。それで最長2年ということで設けられていると解釈できるのではないかと思います。

会 長（石川天王町長）

今の答弁で何かありますか。

堀井委員（天王町）

そこで、一般論としての解説が今あったのですが、この天王、昭和、飯田川に合わせてみますと、どれくらいの期間を私共は基準値として考えていけばいいのですか。

説明者（秋田県市町村課合併支援室 中嶋主事）

17年3月までの合併ということ的前提に致しますと、3月に合併するということはその年の新市最初の会計年度は1ヶ月内ということになります。これは当然、その新市としての特色なりということを作った予算というのは出来ない訳ですので、現市町村の財務執行という形になります。翌年の4月1日から3月まで丸々1年間、これが一会計年度で、新市として経過する訳ですので、それを経過した後という表現であれば17年の4月1日から18年3月31日まで行われた後、その後というのはどこかといいますと、その後というのがどこまでかというのは皆さんにご判断を頂くということになると思います。後の解釈は、先ほど議員さんがおっしゃたように決算まで必要だという解釈なのか、あるいはその事業執行が3月で終わるのでそこまでいいのかと、そういう考えになると思います。ただ、この在任特例に関しましては、事務局さんの方で今回この在任特例の2年を超えない範囲ということでマーカーして皆さんにお知らせしておりますけれども、その後のうしろの方に運用上の留意点という部分がありまして、2年間上限というふうに設けたという主旨は、確かに事務局の提示した部分でございます。在任特例を使うか、使わないかということについては、さらにこういう点も留意した上でお考え頂きたいという部分がございますので、こちらのほうも併せてお考え頂いて、どういうものが必要かということを考えて頂きたいと思います。

堀井委員（天王町）

いかにも取れるお答えでありまして、私共はやはり、この条文の前後を見てトータル的な判断を致しますと、実質、例えば17年の4月1日から新市がスタートするとすれば、翌年の18年の3月31日、そしてまた決算は18年の秋というような解釈が一般的に成り立つであろうという基準で、今後私達はこの在任特例に関するところの発言を申し上げていきたいという感想を、今意見として申し上げておきたいと思っております。1つは、前回の協議会の中で町民代表の方々が申されたことに、主に財源の都合によって在任特例というものが2年ではなくて限りなく可及的速やかにと。そしてまた定数も削減しなさいというような主旨の発言が、表現は違ってもほぼそういう主旨の発言があった訳であります。この在任特例、そしてまた議員の定数云々に関わるところの法律の逐条解説からいきますと、この財政に関わるところの表記が一点も見当たらないということは、私共としては前回あれほど熱心に、町民代表の方々も大変貴重な意見だと思って私共も参酌をさせて頂きました。ぜひ、できる限り取り入れていきたいと思っておりますが、しかしながら意に反し一言も触れていないというのは、私達としてはどういう解釈をしていくべきなのか。この点についてもひとつこの際ご指導を頂きたいと思っております。

会 長（石川天王町長）

それではまず、この議案第15号を上程します。そして只今の逐条解説の説明と併せてそれぞれの委員の皆様からご意見を。その前に天王町の堀井さんのご意見も通解しましたけれども、その他に先程冒頭に、説明に入る前に前回の協議会では町民代表の方々からいろいろな意見があって、3町の議会というものが親議会に協議する時間が欲しいということでありまして、今回は、まず3町の議会のその後の意見集約というかそういうものを一つお知らせ願えればありがたいと。それで論議を進めていきたいと、こう思いますがいかがでしょうか。

〔異議なしの声〕

会 長（石川天王町長）

それでは、まず右側のほうから、飯田川町の議会の対応といたしますかそれをお知らせ願えれば。

佐藤委員（飯田川町）

飯田川の佐藤でございます。実はこの協議事項について、先般、私は飯田川の状況をご報告致しました。それで、まさに今日法律解釈のこの法律の精神から考えまして、私もこれはこのとおりだと思います。私は、先般は一口で申し上げますとこのような内容のことをかいつまんで申し上げました。いわゆる我々協議会で、決定した都市計画等々について、予算あるいは事業の執行の移行の状況を見届けなければならない。そういう責任があるであろうという理由のもとに在任特例期間というものを利用して頂きたいと、こう申し上げてございます。

それから、うちのほうの議会の状況は、先般で特別委員会を設置してございますので2回協議して参りました。それで先般、天王さん、昭和さんの議会の状況を伺った上でということで持ち帰りましたが、先般の段階ではうちのほうの協議の内容を申し上げますと、やはりこれは非常に難しい重要な問題でもあるし、住民の代表の方々の意見も充分受け止めながら、慎重に協議しなければいけないと、こういう考え方で申し上げました。それで内容を申し上げますと、まだ一線に調整は出来ません。そういう段階でございます。1年、あるいは1年3ヶ月、1年6ヶ月、2年以内というような意見が出されまして、まだ一線につくことが出来ませんでした。前回もこの問題について協議しましたが、今日両町の議会の報告を受けながら、今日も伺って持ち帰りたいという気持ちで参加してございます。以上でございます。

会 長（石川天王町長）

はい、わかりました。それでは昭和町さんのほうもお願いします。

赤平委員（昭和町）

私共のほうでも、議会として一致した意見はございません。ただ、8回目のこの協議会の席上で私も言ったと思いますけれども、在任特例を設けたその意味を、本当の意味で解釈して頂きたいということと、今、逐条の資料を頂きましたけれども、まさにこの市町村の建設計画の実施をある程度見届けなければ、やはり合併を推進させた意味がないのだと、そういうふうなことで私共の議会では一致はしております。ただ、その期間については、先程飯田川さんがおっしゃったとおりでまだ決めておりません。以上です。

会 長（石川天王町長）

天王町のほうもお願いします。

後藤委員（天王町）

後藤です。両町飯田川さんと昭和町さんと同じように、私共のところでも在任特例2年間という事にいろいろ考えていますけれども、まだ具体的には決まってはいません。それですから、今日のことを帰りまして、またもう1回改めて勉強しなおしたいなと思っております。

会 長（石川天王町長）

今3町それぞれの議会の代表から、ご意見、いわゆる報告がありましたけれども、3町共いろいろ協議しておりますけれど、一致した意見は見られなかったということで、今日の逐条解説等も含めてもう1回持ち帰りたいというのが3町議会のご意見でありました。このことについては、町民代表の方々もご意見がありましたらお願いしたいのですが。

淡路委員（昭和町）

昭和の淡路です。せっかく事務局のほうで逐条解説を作って頂いたものですから、もう少しいわゆる第7条議会の議員の在任に関する特例の、主旨の部分をもう少しきちんと解説して頂いて、お話を分かりやすくして頂きたいなど。読めばわかると言われたらそれまでですが、どうか事務局のほうからご説明をお願いしたいと思います。主旨の部分です。それと併せて、先程堀井委員さんのほうからもお話があったのですが、合併の際には、今在任特例という形で特例をおく方向でご意見が出ていますが、当然合併の際には町会議員としての身分を失うはずですが、例外的な処置としてこの在任特例の期間、例えば財政計画を立てるにしても建設計画を立てるにしても、そのところの議員の報酬に関することは何ら触れていないというお話もありましたので、そこ等辺のことを事務局としてどうお考えなのか、方向性をちょっと教えて頂きたいと思います。その2点です。

会 長（石川天王町長）

まず、7条の主旨というもののご説明を願いたいと。それと同時に、報酬等については事務局はどのように考えているかと、この2点ですね。

説明者（事務局次長 渡辺）

只今、第7条についての主旨というご質問でございましたけれども、主旨につきましては243から書かれておりまして、基本と致しまして市町村の議員の皆様は合併と共に全て失職されるという原則でございますが、そうした場合には非常に先程の建設計画の見届けというものもございますし、その他合併の推進に当たってこのことが非常に障害になる例が多いということもございまして、在任特例については2年を限度として協議により定めることができるということの、例外的な措置でございます。この中身につきましては、6条の定数特例と併せまして主旨という部分に制定された経緯が載っております。内容につきましては、これまで何度も協議会において皆様ご協議なされましたように、在任なり定数なりの特例を使っていくことができるという内容でございます。

会 長（石川天王町長）

まず、これをよく読んで、そしてお互いに自己研修しましょう。

淡路委員（昭和町）

すみません、淡路です。今事務局から説明があったように、例外的な処置であるという表現がとられている訳ですよ。その例外的な処置をどの位の期間にするかとか、また、議論はこれからまた重ねられていく訳でしょうけれども、もうすでに第8回、第9回、私の意見はもう申し述べておりますので同じことは繰り返しません。先程2点目にご質問したのは、例えばこの15号の2の項目の、議会議員の定数は とする という、いわゆる15号の継続協議なのですが、ここの部分でこれからの建設計画、それから財政計画を立てていくという上では、いわゆる仮に在任期間を設けるとした場合、議員の報酬に関する定めに関してはどこで、どういうふうにして、財政計画を組んでいくのか、建設計画を推進させるための土台づくりをするのか、そこ等辺のところはまだ協議会の中で一言も触れていない訳ですから、何処で決定し、またどういう方法で進めていこうとお

考えになっているのかを、事務局でもし提案があればということをも2つ目の質問としたいと思いません。

会 長（石川天王町長）

報酬の件。報酬については、この法定協議会で調整するのは任期と定数だけで、報酬についてはこの後協議題に挙がることになりますか。

説明者（事務局長 幸村）

協議題には挙がりません。

会 長（石川天王町長）

そうでしょう。新しい議会も出て、そのとき条例制定をして報酬を議会で決めると。その議会の前に、報酬等審議会とかそういうものを新たにつくって、そしてその報酬等審議会等の答申を得て議会にかけるというのが、普通の例だと思いますのでそのようになると思いますし、法定協議会では報酬等については、ないという解釈ですが、いいですか。

そのほかには。

小玉委員（飯田川町）

飯田川町の小玉喜久子です。前回にも申し上げましたけれども、この合併特例法というのは自治体が議会合併を国の方針で合併をしていかななくては、人口1万人の町は窓口業務しか与えない。だから合併しなさい。交付金も減りますという、国の方針に従ってやはり合併は必要なのです。それを踏まえてできた合併特例法であるということも、各議会の皆様はそういうことも頭に置きながら特例を使用する場合の任期を話し合うときに、住民の感情であるということも1つ心の隅において頂いて、任期を考えて頂きたいと思えます。今日、ラインマーカーでピンク色に囲ったところは、私はしっかり理解をしました。そのとおりです。けれども、住民の気持ちとしては必ずしも、今各議会の説明を聞きましたけれども、結構な期間になるような感じですので、それは建設計画をしっかり見届けるためと言われましても納得いかない人も多いかもしれないし、話は先に戻りますけれども、この合併特例法というのは自治体が議会を合併してもらわなければやっていけない町もあります、村もありますというための合併なので、そのための切り札であるということも議員の皆様にはわかって頂きたいと思えます。その上で議論をして頂きたいと思えます。

会 長（石川天王町長）

その他にないでしょうか。

鈴木委員（天王町）

天王町の鈴木であります。今までのお話の中で、この後それぞれ研鑽を積んでいくということになるようでございますが、私共の資料にそれぞれ先輩の協議会の参考資料が出ておる訳であります。その中を見ますと、在任期間が7ヶ月というのが2ヶ所、11ヶ月というのが1ヶ所、そして6ヶ月というのが1ヶ所。この4例を参考資料というふうにささげておる訳です。それで全国の例を見ましても、ゼロという市町村もありました。そんなことで、先輩協議会としてもそれぞれの法律なり規則に従って協議を進めていると。この実態はいかがなものかというふうなこと等も併せて、この資料を出している関係上、1つそれぞれの先輩の協議会の模様も付け加えて頂ければ大変ありがたいなと思えますので、よろしくお願い致します。

会 長（石川天王町長）

今の、先輩の法定協の実例のことですが、これはあくまでも参考資料ということで配布しておりますので、このことについて我々が会長、副会長がどうコメントするかという立場ではないので、

あくまでも参考資料だというふうにご認識頂ければありがたいと思います。

三浦委員（天王町）

天王町の三浦です。私も参考意見として聞いて頂きたいと思います。住民代表として午前中に会議があり、婦人会の声を聞いて参りました。やはり議員定数とか在任特例については、もっと厳しく何のための合併かとか、合併の目的は一番に経費削減であるとか口を揃えて訴えておりました。私も期待していなかった皆さんの声に驚いております。それに、特例なしという考えが大半でした。私の考えは特例も必要である、と言っても会員は受け付けない状態で本当にびっくり致しました。このようなことがあったことをご報告しておきます。もっともっと住民に、まだ納得がいく場が必要であるなとつくづく感じてまいりました。以上です。

会 長（石川天王町長）

あと、その他にはないでしょうか。あとないようですが、247ページの運用上の留意点。これにつきますと思います。在任特例制度は、合併市町村において選挙を行わずに合併関係市町村の議会の議員の在任を認める極めて例外的な措置であることから、この制度の活用にあたっては、住民の意向を十分配慮し、合併関係市町村においてこの特例措置を採用する必要性を明確にするとともに、新設合併の場合のその在任期間の決定についても、合併関係市町村の議会の議員の在任期間等との均衡にも配慮すべきであると。これにつきますと思いますので、副会長さんはどうですか。このままではこの法律も含めて、もっと勉強が必要であるという集約でありますけれどもどう思われますか。

副会長（千田昭和町長）

ここまでお互いに腹藏なく議論を交し合ったというのは非常にプラスになったのではないのかなとそう思います。各議会の皆さんも、それぞれの議会でもまだ決定という訳ではないけれども、意思統一をしてはおらないと、こういう面もありますし、また住民代表の皆さんからは住民の声が十分に伝わった会議だというふうに思います。規則の内容というものは、自ずとも皆さんおわかりだと思いますので、規則の何たるかということは理解が出来ると思います。従って、後はこれは調整だと思しますので、この度は1回継続として、この次にまたさらに深い論議をしていくという方向はいかがでしょうか、会長さん。

副会長（小玉飯田川町長）

只今、いろいろなご意見が出ました。非常にいいご意見であったと思います。このことを踏まえて、今昭和の副会長さんがおっしゃったように、もう一度やはり、議会に持ち帰って議論をし、住民との融和の中に進めて頂きたいと思います。

会 長（石川天王町長）

今、両副会長のご意見も一致しておりまして、今日はこの継続協議として次回にしたいと。出来れば、次回あたりで決着をつけたいものだと私自身は考えておりますので、3町それぞれの議会代表、町民代表も、膝を交えてよく協議をして頂いて行えばありがたいと思いますが。それでもって、この15号については継続協議と致したいと思いますがいかがでしょうか。

〔異議なしの声〕

会 長（石川天王町長）

それでは、協議第15号については継続協議と決まりました。

続きまして、協議第16号農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについてを議題と致します。事務局から説明をお願いします。

小林委員（昭和町）

少し15号のことも関連しながら、ちょっといいですか。会長さんのおっしゃることはよくわかるのですが、現実的にこの次の協議会の予定が2月の26日になっています。だとすればもう2週間よりない訳です。私はやはり今の協議会の空気というのは議会の我々と、一般代表の方々との意見の調整というか、思い入れもあるのですがその食い違いが非常に大きい訳なのです。この前の会議の中では、議会議員は足りなければ足りないほどいいという意見もありましたし、それから数については今言うように経費の削減のためだと。それはそのとおりなのです。経費の削減だというと、もう少し大きく削減する方法もあるのですよ。例えば庁舎の新設などはその最たるものだというふうにも思われるのですが、やはり必要なものについては予算をつけて事業を起こしていかなければならないというのは当然な訳なのですが、そういうことも含めながら今天王の三浦さんからもご発言がありましたが、町民の方々から議会の役目あるいはその任期とその使命など、もう一度きちんとした説明責任がこの協議会にはあるのではないかというふうに思われます。そういった意味で協議会として一般の住民にこの問題について正確な情報を伝えてそして理解を得る努力が必要ではないかというふうに思います。その期間が2週間というのはあまりにも短すぎます。そういう点は会長としていかがでしょうか。

会 長（石川天王町長）

今私は、次回あたりで決着つけたいというのは希望を申し上げただけで、小林さんのご意見も最もだと思いますし、これは時間をかけてやるのが、拙速を避け時間をかけてスパッといけば一番いい話ですので、先程の次回というのは私の願望、希望を申し上げただけでそれにこだわるものではございません。ご理解願います。

堀井委員（天王町）

前後になって大変恐縮ですが、先程昭和の小林さんからご発言がありました。基本的に私も全く同感の念を抱いております。先程、我が町の議会の代表という形で後藤さんから申し述べましたのでそのことについては直接触れませんが、私共の議会においてもこの合併協議会に関する特別委員会を開催してあります。そのときにまさしく今小林さんがおっしゃったとおり、私共議会あるいはまた議員というものの使命、職責というものの主旨たるを、きちんと町民もとより町民代表の皆様へ、勉強をされておられるとは思いますが、各町の町長さん達が指名あるいは任命をされてこの委員として参画されておる皆さんに対して、議決機関としての意味というものの、議員としての役割というものを町民も含めて徹底してもらいたいというのが、我が町の特別委員会においても議員ほぼ全員から出ていました。と申しますのは、やはりこの合併に対する認識の温度差と申しましょうか、私共は先にも申し上げましたが、この合併というのは財政的なことも一つの要素あるいはまた一つの議員ではありますが、広い意味では我々の先達が立派な社会を築いてくれたことをしっかり受け止めて、子々孫々に更なるものを引き継ぐために時代背景と共に合併というものが惹起してきたのだと。その上に立つならば、何もその半年、一年半の財政的な負担云々というような議論ではなく、将来の30年40年という長いスパンでもって、きちんとした基礎を作り土台を張ってそして新たな市の立ち上げをする。その局面からトータル的に議論をすべきだと。そうするならば自ずと当局の役割、町民の立場、議会の立場ということが鮮明に映し出されてくるのだということが、先程の合併特例法の主旨にもあるのかなというふうなことを強く感じております。いずれに致しましても、このような内容で我が天王の議会としても、議員の皆さんの意見はほぼ集約しつつあります。今日は具体的に在任特例の期間はいくらか、定数はいくらかは申しませんが、その方向の中できちんと再度具体的な資料として正式な会議の中で提示を受けましたので、次の会議あるいは更なる次

の会議に臨みたいと。いずれにしても、2週間後に決着というのは願望としては受け入れますが、まだ名称も決まってないし、もろもろまだ要件が多々課題として残っている訳ですから拙速に急ぐことはない。じっくり、後悔の念のないよう決定をされるように、私からもお願いと要望を申し上げたいと思います。以上です。

会 長（石川天王町長）

はい、わかりました。では16号を上程致します。農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて。事務局の説明をお願いします。

説明者（事務局長補佐 菅原）

それでは14ページをお願い致します。協議第16号は、継続協議となっております。農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについてでございます。以上でございます。

会 長（石川天王町長）

これも継続協議となっておりますが、この第16号について、委員の皆様のご意見等ございましたらお願いします。前回に、3町の農業委員会の考え方というのをお示ししてありますので、その感想でもいいですし、意見でもいいですので出して頂ければありがたいと思います。この定数というのは議会と密着している。ですから意見は意見で聞きますが、私の会長としての考えはやはり議会議員の定数と任期が決まった時点で決まるのではないかと思いますので、これも意見があればよろしいのですが、継続協議としてはいかがですか。

〔異議なしの声〕

会 長（石川天王町長）

それでは、協議第16号については継続協議と致しますのでよろしゅうございますか。

〔異議なしの声〕

会 長（石川天王町長）

それでは16号については継続協議となりました。

続きまして、26号の使用料、手数料等の取扱いについてを議題と致します。事務局から説明をお願いします。

説明者（事務局長補佐 菅原）

それでは19ページをお願い致します。協議第26号使用料、手数料等の取扱いについて（手数料の取扱い）についてでございますが、ご説明申し上げます。手数料の取扱いについて、次のとおり提案する。1．3町で差異のない手数料については、現行のとおりとする。2．3町で差異のある手数料については、合併時に統一する、という調整内容でございます。20ページをお願い致します。3町で差異のない手数料。1番の戸籍、住基等手数料のうち10項目ございます。2番、税務の証明のうち専用住宅証明。3番、廃棄物手数料。4番、犬の登録手数料。5番、廃棄物処理業者並びにし尿処理浄化槽清掃業の許可手数料の以上の手数料につきましては、新市におきましても現行のとおりとするものであります。

22ページをお願い致します。つぎに3町で差異のある手数料。1．戸籍住基等手数料。2．税務に関する手数料。3．諸収入金の督促手数料。4．有線放送手数料。5．臨時運行許可手数料につきましては、右側に具体的な手数料の調整案を記載してございます。合併の際の基本原則にありますように、サービス水準は高い水準に負担は低い水準に調整されるという原則に基づき調整しております。以上であります。

会 長（石川天王町長）

このことについて、ご意見ありましたらお願いします。

〔異議なしの声〕

会 長（石川天王町長）

異議なしという声でありますので、この協議第26号については、原案のとおり決定してもよろしいでしょうか。

〔異議なしの声〕

会 長（石川天王町長）

ないようでありますから、決定致しました。今日の調整月日をご記入下さい。

時間も長くなりましたので、この辺で10分位休憩したいと思いますがいかがですか。

〔異議なしの声〕

会 長（石川天王町長）

よろしいということなので、10分間休憩します。

暫時休憩（15：15）

会議再開（15：28）

会 長（石川天王町長）

協議を再開致します。協議第35号消防防災関係事業の取扱いについてを議題と致します。事務局から説明をお願いします。

説明者（事務局長補佐 菅原）

24ページをお願い致します。協議第35号消防防災関係事業の取扱いについてご説明申し上げます。消防防災事業の取扱いについて、次のとおり提案する。1. 防災関係事業については、情報の伝達方法に配慮しながら、新市において調整する。2. 防災会議は、合併時に設置し、地域防災計画は、新市において策定する。なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を運用する。3. 水防計画は、新市において策定する。なお、新計画が策定されるまでの間は、飯田川町の現計画を運用する。4. 災害弔慰金等は、合併時に統一するという調整内容でございます。

25ページお願い致します。防災関係施設につきましては、3町の防災行政無線、有線、秋田県総合防災情報システム、防災センター、防災拠点について現況を記載してございます。これらの情報の伝達方法に配慮しながら、新市において調整するということの調整内容でございます。防災会議は災害対策基本法第16条第6項の規定に基づき、防災会議の所掌事務及び組織を定める事を目的とするものでございまして、新市において新たに作成するものでございます。地域防災計画は災害対策基本法の規定によりまして市町村が定めなければならない計画でございます。これにつきましては、調整方針として、新市において新たに策定するというものでございます。なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を運用するというものでございます。

26ページをお願い致します。自主防災組織は3町とも現町内ごとに組織されておりますので、現行のとおり新市に引き継ぐものでございます。防火水槽、消火栓につきましても新市に引き継ぎ維持管理していくものでございます。次に水防計画でございますが、この計画は、水防法の規定により市町村が定めなければならない計画でございます。新市において新たに策定するものでございますが、新計画が策定されるまでの間は、飯田川町の現計画を運用するものであります。次に見舞金を支給する制度についての災害弔意金等についてでございます。災害救助法適用時の場合で、住民が災害により死亡した場合その者の遺族に対し、又被災した個人及び世帯に対して支給する制度でございます。

27ペ - ジをお願い致します。災害救助法適用以外の場合を記載しております。死亡者一人あたりの災害救護見舞金額につきましては、天王町の例によるという調整案でございます。火災の場合は住家全焼の場合が10万円、住家半焼の場合が5万円とする調整案でございます。火災以外につきましては、昭和町の例によるという調整案でございます。その他の被災、災害障害見舞金につきましては、現行のとおりとするものでございます。

28ペ - ジをお願い致します。災害援護資金の貸付け制度については、現行のとおりとするものでございます。以上であります。

会 長（石川天王町長）

協議第35号について、ご意見ご質問等ございましたらお願いします。

小林委員（昭和町）

基本的には、この調整案は了承できるものだというふうに思われますけれども、一つ情報の伝達方法というところで、昭和町の場合はどのようになるのでしょうか。

会 長（石川天王町長）

このことについて、事務方からご答弁をお願いします。

説明者（専門部会：住民部会長 宮田）

昭和町の宮田でございます。防災計画でございますが、現在昭和町だけが防災計画がないということでございまして、現在は県の防災無線を使っておりますが、このことにつきましては天王町の防災無線を参考にしながら新しい市において速やかに設置したいというふうに考えて協議しております。以上です。

会 長（石川天王町長）

いいですか。

小林委員（昭和町）

天王町の場合は防災無線もありますし、飯田川町の場合は有線放送がございまして。それぞれ家庭に直接伝達する方法がある訳なのですが、今、昭和町の課長の方からの説明である程度わかりましたが、それこそ火急速やかな施設の必要が叫ばれて久しい訳ですから、事業計画の中にもしっかり組み込んで頂ければなというふうに思います。一つ伝達方法は、特に意を用いて頂きたいなというふうな希望を申し上げたいと思います。

会 長（石川天王町長）

その他にないでしょうか。

堀井委員（天王町）

かなり具体的に、この3町のもろもろの行政分野の調整が議題となってきたという訳ではありますが、例えてみれば、調整段階においても昭和の例に合わせる、あるいはまた天王の例に合わせるというふうなことで、この後もこれに似た例が出てくる訳ではありますが、やはりこの際3町が一つの館の元に新たな市を立ち上げる訳ですからどの部分においては上位に合わせる、あるいはまた下位に合わせる、中に合わせる、一つの全体的な方針というものを早い段階で私共に明示を頂きたい。そして、基準というものはそこから始まっていくのではなかろうかなと。その時々あるいは個別にケースバイケースとやむを得ないものもあるでしょうけれども、それはそれとしても、概ねどういう考え方の中でこのような調整を諮っていくのかということを示して頂ければ、今後の協議の参考になると思いますので、どうぞよろしくご配慮をお願いしたいと思います。お答え願います。

会 長（石川天王町長）

この調整案については、各3町の担当職員あるいは幹事会、専門部会というものを開設し、そしてそれを集約したものを幹事会でもむと。それを受けて正副会長会議でもむということで、個別にケースバイケースの件が多いようでございますが、今堀井さんがおっしゃったような例えば上と下であったときに足して2で割るとか、そういうような意見のようなので、おそらく統一できるものについてはそのような方針で行くというようなことを勉強して頂いて、次回あたりその方針を示したいと思っておりますがよろしいでしょうか。

堀井委員（天王町）

今日、ここにおられるメンバーの皆さんは記憶に新しいと思いますが、北上市に研修に及んだときに、確か市民から負担を頂くものは低く合わせる。そして、町のほうで手を差し伸べるものは高いほうに合わせる。それで、あるときまではよかったけれども、途中において財政が一つの困難を来したというふうな学習をしてきた経緯がありますので、やはりこれもまずは切り口が大事であろうというふうに思いますので、ケースバイケースがやむを得ないものは別としても、一つの方針をかつたるものを定めながら進め、あるいはまた調整案を出して頂くように再度お願いして質問を終わります。

会 長（石川天王町長）

わかりました。その他にないでしょうか。

〔なしの声〕

会 長（石川天王町長）

ないようでございますので、この協議第35号については原案のとおり承認したいと思いますがいいたいですか。

〔異議なしの声〕

会 長（石川天王町長）

それでは、35号については、原案のとおり決定致しました。今日の確認月日をご記入をお願いします。

次に、協議第36号障害者福祉事業の取扱いについてを議題と致します。説明をお願いします。

説明者（事務局長補佐 菅原）

29ページをお願い致します。協議第36号障害者福祉事業の取扱いについてご説明申し上げます。障害者福祉事業の取扱いについて、次のとおり提案する。障害者福祉事業の国又は県等が定める制度については、その要綱に準拠しながらサービスの充実に努める。(1)障害者基本計画については、新市において策定する。(2)特別障害者手当等については、現行のとおりとする。(3)障害者年金（居宅支援金）については、合併時に再編する。(4)小規模作業所運営補助事業、小規模作業所等通所者交通費補助金については、現行のとおりとする。(5)身体障害者補装具の交付・修理については、天王町・昭和町の例による。(6)日常生活用具給付事業等については、現行のとおりとするという調整ないようでございます。

30ページをお願い致します。障害者基本計画は障害者福祉行政を総合的かつ計画的に進めていくための障害者基本計画は新市においてあらたに策定するものでございます。次の特別障害者手当につきましては、20歳以上の在宅重度障害者に対する手当でありまして、国庫補助制度でございますので現行のとおりとするものです。新市においては、福祉事務所の決定事務となります。次の身体・知的障害者・障害児支援費制度は平成15年度からスタートした国庫補助制度でございますので現行のとおりと致します。次の在宅心身障害児療育援助費補助も、国庫補助制度でございます

ので現行のとおりと致します。

31ページをお願い致します。障害者年金につきましては、現在昭和町・飯田川町において支給しておりますが、これを平成17年度より全市に適用するものでございます。具体的な支給額につきましては、右側の調整方法に記入してございます。また名称は居宅支援金と変更するものであります。次の小規模作業所運営補助事業につきましては、現行のとおり運営費負担金を補助していくものであります。つぎの小規模作業所等通所者交通費補助金につきましても、現行のとおり通所に要する経費の1/2を補助していくものであります。次の身体障害者補装具の交付・修理につきましては、国庫補助制度でございます。負担額につきましては、天王町・昭和町の例により本人、扶養義務者の収入状況に応じて、費用徴収するという調整案でございます。日常生活用具給付事業につきましては、国庫補助制度でございますので現行のとおりと致します。

32ページをお願い致します。重度心身障害者医療費助成事業は県単事業で福祉医療でございませう。これも現行のとおりと致します。身体障害者住宅バリアフリー化支援事業につきましては、国庫補助事業でございませうので、現行のとおりと致します。知的障害者援護施設入所者医療給費事業（支援費）につきましても国庫補助事業でございませうので現行のとおりと致します。精神障害者居宅生活支援事業につきましても国庫補助事業でございませうので現行のとおりと致します。次の運転免許所得費助成・自動車改造費助成につきましては、県単事業でございませうので現行のとおりと致します。これらは新市において、福祉事務所の決定事務となります。厚生医療費給付事業・難病居宅支援事業につきましても国庫補助事業なので現行のとおりと致します。以上でございませう。

会 長（石川天王町長）

只今説明がありましたこのことについて、ご意見ご質問等がありましたらお願いしませう。

〔なしの声〕

会 長（石川天王町長）

なしという声がありますが、これは原案のとおり調整、確認してよろしゅうございませうか。

〔異議なしの声〕

会 長（石川天王町長）

それでは、協議第36号については、原案のとおり決定致しました。今日の確認月日のご記入をお願いしませう。

続きまして、協議第37号児童福祉事業の取り扱いについてを議題と致します。説明をお願い致します。

説明者（事務局長補佐 菅原）

33ページをお願い致します。協議第37号児童福祉事業の取り扱いについてご説明申しあげませう。調整内容でありますが、児童福祉事業の取り扱いについて、次のとおり提案する。児童福祉事業の国又は県等が定める制度については、その要綱に準拠しながらサービスの充実に努める。（1）障害児福祉手当等については、現行のとおりとする。（2）放課後児童対策事業については、当面、現行のとおりとし、新市において調整するという調整ないようでございませう。

34ページをお願い致します。障害児福祉手当につきましては、20歳未満の在宅重度障害者に対する手当でありまして国庫補助制度でございませう。新市においては、福祉事務所の決定事務となります。現行のとおりとするものでございませう。特別児童扶養手当及び児童手当につきましても、国庫補助事業なので現行のとおりと致します。母子家庭等医療費助成事業は、県単事業で福祉医療でございませう。ひとり親家庭児童保育援助費補助事業も、県単事業でございませうので現行のとおり

と致します。次の、放課後児童の健全育成対策事業につきましては、学童保育のことでございます。父母の共働き等によって常時留守家庭の低学年児童に放課後や長期休暇などの昼間の時間を過ごす場を提供するものであり、3町に設置されております。学校の空教室、児童館、コミュニティセンター等が利用されております。当面現行のとおりとし、新市において調整し実施していくものであります。以上であります。

会 長（石川天王町長）

只今説明がありました、協議第37号についてご意見ご質問等ございましたらお願いします。

〔異議なしの声〕

会 長（石川天王町長）

異議なしという声がありますので、この37号については原案のとおり確認してもよろしゅうございますか。

〔異議なしの声〕

会 長（石川天王町長）

それでは、協議第37号については原案のとおり決定致しました。今日の確認月日をお願い致します。

次に、協議第38号生活保護事業の取扱いについてを議題と致します。説明をお願いします。

説明者（事務局長補佐 菅原）

35ページをお願い致します。協議第38号生活保護事業の取扱いについてご説明申しあげます。調整内容でございます。生活保護事業の取扱いについて、次のとおり提案する。生活保護事業については、新市において福祉事務所を設置し、国又は県等が定める各種の制度について、その法令・要綱等に準拠しながら実施するという調整内容でございます。

36ページをお願い致します。現在の3町の平成16年1月1日現在の生活保護の被保護世帯数の状況でございます。市制を施行した場合には、新たに福祉事務所を設置しなければなりません。福祉事務所の業務としてはこの生活保護事業のほかに、特別障害者手当、障害児福祉手当、及び児童扶養手当の受給資格認定及び支給事務、身体障害者運転免許取得費助成及び自動車改造費助成事業、家庭児童相談室の設置運営、母子及び寡婦の福祉に関する事務の業務が新たに発生致します。現在、秋田地域振興局福祉環境部と県の福祉政策課と福祉事務所の業務の引き継ぎ及び職員研修の実施等について打ち合わせ中でございます。以上でございます。

会 長（石川天王町長）

今説明がありました協議第38号について、ご意見ご質問ございましたらお願いします。

〔なしの声〕

会 長（石川天王町長）

ないようですので、協議第38号については原案のとおり決定してもよろしゅうございますか。

〔異議なしの声〕

会 長（石川天王町長）

それでは決定となりました。今日の確認月日をお願い致します。

次に、協議第39号建設関係事業の取扱いについてを議題と致します。説明をお願いします。

説明者（事務局長補佐 菅原）

37ページをお開きください。協議第39号でございます。建設事業の取扱いについて、ご説明申し上げます。建設関係事業の取扱いについて、次のとおり提案する。1.道路事業・公営住宅

事業の取扱いについては次のとおりとする。(1)町道については、新市に引き継ぐものとする。(2)道路除雪については、新市において道路除雪計画を策定する。(3)道路認定基準については、合併時までに調整する。(4)道路占用料については、合併時に再編する。(5)公営住宅の家賃については、公営住宅法に基づき現行のとおりとする。2.都市計画関係事業の取扱いについては次のとおりとする。(1)都市計画マスタープランについては、新市において策定する。なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を運用する。(2)都市計画区域については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。(3)都市計画審議会については、新市において設置する。(4)都市公園は、新市に引き継ぐものとする。(5)都市計画決定を受けた都市計画道路については現行のとおり、新市に引き継ぐものとする。(6)宅地開発に関する事務については、新市において開発指導要綱を策定する調整内容でございます。

それでは、38ページをお願い致します。まず道路事業・公営住宅事業の取扱いについて説明申し上げます。現在3町でそれぞれ町道として認定されている道路については、そのまま新市の市道ということで引き継ぐということでございます。つぎに道路除雪計画でございますが、現状は、各町とも除雪計画を定めて除雪をおこなっております。除雪におきましては、現行のサービス水準、これを維持することを基本とするという考え方でございまして、調整方針としては、新市において道路除雪計画を除雪時期までには策定し、効率的に除雪を実施するというところでございます。

39ページをお願い致します。次に町道の認定基準についてであります。幅員及び延長等に差異がございます。調整方針と致しましては、市道としての認定基準を合併時までには制定するというところでございます。要綱の基本となります道路幅員につきましては5m以上を基本としますが、必要により4m以上の道路についても交通上、重要な道路かどうか家屋の連たんの状況重要な公共施設の有無を考慮し認定基準を作成する予定であります。

40ページをお願い致します。次に道路占用料についてであります。合併時に43ページの別表2のとおり再編するという調整内容でございます。また40ページに戻りまして、占用料の価格は現行の町村区分である丙地から新市においては市の区分となる乙地へ移行し約2割ほど単価はアップすることになります。次に公営住宅でございます。公営住宅の家賃につきましては、公営住宅法で定める条件である入居者の所得状況、住宅の建設年度、立地条件等により算出されます。なお平成15年4月1日現在の公営住宅数は合わせて413戸となっております。建設関係事業の道路事業と公営住宅は以上でございます。

次に、45ページをお願い致します。都市計画関係事業の取扱いについて、ご説明申し上げます。都市計画とは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、それから都市施設の整備等に関する計画で、県が都市計画区域の指定を行なって用途地域を定め、土地利用を規制したり、都市に必要な道路や公園、公共施設等を指定するものでございます。都市計画マスタープランにつきましては新市において新たに策定致しますが、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用するものです。現在、県で策定している一市三町からなる秋田都市計画区域マスタープランに基づいて、3町ともそれぞれ都市計画マスタープランがあります。こらを新市において一元化する訳ですが、新市将来構想や新市建設計画に添うべく、都市計画のマスタープランを見直す必要があります。次に都市計画区域については、現行のとおり新市に引き継ぎ致します。現在3町で都市計画区域7,218haで、市街化区域、市街化調整区域があり、別に地区計画として4地区が設定されております。これを新市に引き継ぐこととなります。新市においては、新市将来構想、新市建設計画や新市都市計画マスタープラン等との整合性や具現化の手法として、必要に応じて調

整されるべきものと思われます。

46ページをお願い致します。都市計画法第77条の2第1項に基づく都市計画審議会につきましては、学識経験者、行政機関、市民代表及び議員から構成されておりますが新市においても新たに設置するものであります。次に3町において都市公園法により整備されました公園は、20ヶ所104.75haございます。これを新市に引き継ぎ致します。次に都市計画決定されている7路線のうち供用されているのは4路線であります。都市計画決定されている7路線については新市に引き継ぐこととなります。新市において新市建設計画や幹線道路網計画等により必要に応じて調整されるべきものと思われます。

47ページをお願い致します。宅地開発については、合併時までに開発指導要綱を調整し新市において策定致します。開発指導要綱については、都市計画法に定める開発行為をベ-スとして合併時までに調整し新市設置後すみやかに策定するということとさせていただきます。本要綱は新市の全域を対象とし、都市計画区域にあっては都市計画法で定める面積、市街化区域は1,000㎡以上、調整区域はすべての行為となります。都市計画区域外にあっては、1,000㎡以上とする調整案でございます。大規模開発となる5ha以上の開発については、別途協議といたします。また敷地最低限度は、一宅地の面積を200㎡以上とするなどを軸に調整していく方針でございます。以上でございます。

会 長（石川天王町長）

39号について、ご意見ご質問をお願いします。まず、道路認定基準の道路幅員5m以上とするという、この理由をまずは説明して頂かなければいけませんね。

説明者（専門部会：建設部会長 鎌田）

昭和町の鎌田です。道路の認定は、今現在3町共4mということになっております。ただし秋田市さんは、市道としての認定は6mということで。それから他のほうの市を見ますと、5mという形になっておりまして、町の規模といろいろ勘案して5mを基準としたいという調整で現在考えております。以上です。

会 長（石川天王町長）

改めて、39号についてご質問ご意見がありましたらお願いします。

堀井委員（天王町）

今鎌田課長の方から、大変素直な説明で秋田市が6m、男鹿が5m、私達も市になるので5mと。問題は、町から市になって自分達の生活環境の低下をきたしたということを回避することが基本だと思います。ですから、その視点でもってやってもらわないと困る訳で、秋田がこう、男鹿がこうだから私達もこうするというのでは、ちょっと説得力がないかと。もっと、例えば4m、5mと、基準は基準としても少なくとも市になったらさすがに住民生活にプラスになったという視点でこの事業の行政分野を出来るようなもののスタンスをとることが出来ないのかどうかということが一つ。それから、この後に都市計画がきますが、この道路、都市計画云々というのは不離一体、私はやはり行政分野広しといえども、これは市民生活に直結してくる大事な行政分野だと思いますので、原案は原案として良とはしますが、今後新市の市民36,000人に対してきちっとした周知徹底を図って詳細に意見を頂いて、そして万全を期すというような行政側の姿勢を貫いてほしいということをお願いをしておきたいと思います。それに対して会長等のご意見なり考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

会 長（石川天王町長）

道路のことの幅員については5mを原則として、下記の3つのそれにこだわらないという弾力運用をしている訳であります。やはり人口が増えて面積が大きくなったのだから、道路幅員を広くするというようなものは、やはり生活道路としての重さからいっていかかかなと、会長自信もクエスチョンマークをつけている訳ですので、これについては皆様のご意見をとくとお伺いしたいということと、後段の方についてもやはりもむところはもう少しもんだほうがいいかなというようなことで、原案は原案で了承するというところでございますので、一つ中身についてはもっと精査して、次回あたりに詳細なものを出したいというふうに思います。

堀井委員（天王町）

今、石川会長のほうから基本的にわかったというふうな回答だと思えます。各、昭和、飯田川、天王のそれぞれに都市計画審議等があります。ですから、いずれにしても新市に引き継ぐということになる訳ですが、やはり備えあれば憂いなしで事前にきちんと従来のそれぞれの自治体の姿を振り返り、その上で市としてどういう立脚をしていくべきかということ、やはり前もってやっていく要素があると思えます。新市に引き継いでどさくさの中でやろうとすれば、また混乱が起こると思えます。ですから、やはり天王は天王、飯田川は飯田川、昭和は昭和の中で何名かの方がいて、今まできちんと手順を踏んで、計画を立てて執行してきているというふうな経緯がありますから、後悔の念の残らないようにそれぞれの町で考えかたをまとめ、そしてすり合せてさらに相乗効果の上がるような都市計画という形で移行されるように、重ねてお願いなり要望を申し上げておきたいと思えます。以上です。

会 長（石川天王町長）

特に、この3町合併の大きなメインとなるのは、都市計画だと思えます。やはり地域振興にしる何にしる都市計画が大事だと思えますし、この点については今、秋田都市計画で秋田市と3町が構成されておりますが、昭和45年にできた今の秋田都市計画は、要するに秋田湾開発のための背後地としてつくられた制度だということで、ご案内のように秋田湾開発は幻に終わったということ踏まえて、実は先月私と昭和の町長さんと飯田川の町長さんの3人で国土交通省にその旨の勉強会に行ってきた。これ踏まえて、18年度についてはこの都市計画の見直しもありますので、それに向けて今一生懸命内部で勉強しているというのもありますし、堀井さんのおっしゃったようなことも踏まえ、やはりきちんと事前に説明をすとかいうことは大事だと思えますので、よく分かりました。

堀井委員（天王町）

期せずして、国のほうにも3町長揃って行って来た。それは、やはり従来から3人の町長さんもおっしゃっているとおり、やはり合併の見方によっては、これは最大のスケールメリットとしてこの都市計画の位置づけを誤ってはならないというふうに思えます。やはりこれは万難を排して今申し上げたとおり広く意見を聞いて、将来悔いのないような進め方をして頂きたいということ、よろしくお願ひ申し上げたいと思えます。

会 長（石川天王町長）

これについては、昭和の町長さんと飯田川の町長さんもひとつお願ひします。

副会長（千田昭和町長）

会長から仰せがあったとおりだと思えますが、この間国土交通省に行って参りました。秋田湾開発の背後地としてのいわゆる秩序のある都市計画を作りたいというのが、当初の昭和45年の計画であったのであろうとは思いますが、それが秋田湾開発の重厚長大産業、これがなくなった、幻

になったということで、結局残ったのは都市計画だけなのでありますが、線引きがありまして市街化区域と市街化調整区域がある。その調整区域が、いわゆるこの農村地域もあるでしょういろいろある訳ですけども、今は農業状況も変わっておりますし、アカシヤの畑に変わっているところもたくさんある訳なので、有効な土地利用というふうな面を考慮しながら、3町の新しい都市計画を作っていく。そのためには秋田市の1市3町の都市計画から離れてこの3町独自の都市計画をつくっていくということが極めて大事でありますし、そのことがこの合併の最たるところではないのかと感じております。天王さんの指定地域もあります。また、昭和の場合は線引きのために未利用地開発できないという住民の不満もある訳でありまして、これを何とかお互い3町の道路計画をもってやっていかなければならないという訳で、この間国土交通省の505号室で、土地整備課長から下水道課長、公園課長から全部が集まっているいろいろご相談を申し上げてきたのでございます。そういうことで県のほうにも行っております。これは、仰せのように避けて通れない最大の課題だろうというふうに私は思っております。どうかそういう意味で新市の上でもこの点の土地利用を含めた、98km²しかない3町でありますので有効に活用していく手段、方法を十分考えていかなければならない。ただ現在のマスタープランが18年までである。18年で新市のマスタープランを作って土地利用を十分検討していく課題が入っていかなければならないものだろうというふうに思っております。以上でございます。

副会長（小玉飯田川町長）

前の2人が、もう大方話をしまして話すこともなのでございますけれども、まず一つは秋田都市計画区域から独立して、いわゆる地方分権にふさわしい、私共が責任を持って都市計画を作るといふふうな方向にもっていきたい。そういうことで、この湖南3町はコンパクトで特に都市化もあるし、農村地帯という地域でございますから、立派な田園都市をつくっていきたいという思いで合併説明会にも説明して歩いた訳でございますから、ぜひ都市計画だけは実現したいものだなと、こういうふうに思っております。

小林委員（昭和町）

確認したいのですが、新市が誕生した場合に秋田地区の都市計画から、湖南地区3町の都市計画は本当に独立が出来るのですか。

会 長（石川天王町長）

難しいから行って来ている訳ですよ。こういう例は、全国にもあるそうです。先程飯田川の町長さんも言っていましたが、国土交通省の局長さんも来ていたのです。それでいろいろ3町で制度上の問題は現実にある訳なのです。それが18年に今のマスタープランが見直しされるという時点で、その前に3町独自の計画とか夢とかいうものをつくって、そして県と調整して持ってくれば国では大いにアドバイスもするし知恵も授けると。こういうふうなことで、行ってきたのは簡単に出来ないから県にも国にもお願いをしているということです。

小林委員（昭和町）

私共は都市計画を立てる上で、秋田地区の都市計画に入っているがゆえに大変な不便を感じている場面もある訳です。新市の誕生の目的の一つは、只今会長、副会長の皆さんがお話したとおりなのですが、私共もそれを悲願としている訳です。ぜひ新市の独立した計画を立てさせるような、そんな新市にして頂きたいなという思いは、ここにいる全員の一致した考えだと思います。そういった意味では、早くこの3町で独自の都市計画を立ち上げていくという方向で、一つ頑張って頂ければというふうに思っております。

会 長（石川天王町長）

それはもちろん、3町の町長も皆さんと一緒にあって独自の都市計画をつくりたいという願いは一緒でございますので、今後とも一生懸命頑張っていきたいと思っております。

これをもちまして39号の建設事業の取扱いについては、只今の天王町の堀井さんの意見も参酌しながら原案のとおり決定してもよろしゅうございますか。

〔異議なしの声〕

会 長（石川天王町長）

ないようですので、39号については原案のとおり決定致しました。確認月日のご記入願います。続きまして、協議第40号上水道、下水道事業の取扱いについてを議題と致します。説明をお願いします。

説明者（事務局長補佐 菅原）

48ページをお願い致します。協議第40号でございます。上水道、下水道事業の取り扱いについてご説明申し上げます。上水道、下水道事業の取扱いについて、次のとおり提案する。1. 上水道事業の取扱いについては次のとおりとする。(1) 上水道及び簡易水道事業特別会計については、合併時に統一する。(2) 上水道及び簡易水道の給水区域については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。(3) 上水道及び簡易水道の水道料金については、当分、現行のとおりとする。(4) メーター使用料については、合併時に統一する。メーターは全て貸付とし、口径別に水道料金と合わせて徴収する。(5) 新規加入金については、合併時に統一する。(6) 手数料については、合併時に統一する。2. 下水道事業の取扱いについては次のとおりとする。(1) 公共下水道事業及び農業集落排水事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。(2) 公共下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計については、それぞれ合併時に統一する。(3) 公共下水道事業、農業集落排水事業の使用料については、当面現行のとおりとし、平成20年度から統一する。(4) 公共下水道事業、農業集落排水事業の受益者負担金・分担金については、平成20年度から統一する。(5) 排水設備工事指定店登録手数料については、昭和町の例による。(6) 排水設備工事検査手数料については、天王町の例による。(7) 水洗便所改造資金融資幹施及び利子補給については、昭和町の例によるという調整内容でございます。

49ページをお願い致します。上水道事業の経営に関する事で、上水道会計・簡易水道会計は合併時に統一するという事でございます。水道事業は地方公営企業法に基づきまして、その経営については、独立採算で経営するという事になっております。従いまして、その水道事業の経営に関する経費は、その経営に伴う収入をもって充てなければならないという事でございます。つまり水道料金でそれらの経費を賄うということが基本原則となります。現在天王町では上水道事業1カ所、昭和町1カ所の計2カ所でございます。簡易水道は天王町4カ所、飯田川町で小規模簡易専用水道1カ所を経営しております。次に、3の現在の水道料金でございますけれども49ページに表となっております。具体的に説明させていただきますと、今、だいたい一般家庭の1カ月の平均使用水量は、約20m³が平均だということでございます。例えば口径13mmの場合においては、天王町では3,800円、昭和町においては2,980円ということになります。これは消費税を入れる前の金額でございますけれども、金額にして820円、27.5%の格差があるという現状となっております。水道料金は当然、公平妥当なものでなければなりませんし、能率的な経営を行った中で適正な原価に基づき算定し、なおかつ健全な経営を確保できる料金でなければならないと思っております。水道事業を行う範囲ごとに上水道施設を整備して、各家庭に供給する訳ですが、水道料金

に差異がある理由としては、地理的な条件、あるいは水源地、水道施設等の違いによって経費が違いますので、これによってサ - ビスの提供の対価としての料金が差異がでてくる訳ですので、すぐに低い方を上げる、あるいは高い方を下げるといった料金改定は行えないという実情にあります。それぞれの事業はすぐに統一することは出来ない訳であります。このようなことから、水道料金は当分、現行のとおりとするものであります。

50 ペ - ジをお願い致します。事業そのものの統一は行えない訳であります。管理は一元化する訳でありますから、メ - タ - 使用料、新規加入金及び手数料については、具体的な調整方法のとおり合併時に統一するという調整内容でございます。以上でございます。

続きまして、下水道事業についてご説明したいと思います。53 ペ - ジをお願い致します。下水道事業の経営に関する事で、下水道会計は合併時に統一するという事でございます。同じく農業集落排水事業につきましても、合併時に統一するという調整内容でございます。次に、下水道使用料、農業集落排水の使用料ということになりますけれども、下水道事業は本来この事業の受益範囲、受益者の使用料金の収入で下水道事業に係る経費を賄うといった独立採算制で経営するということが基本原則となっております。つまり、事業単位ごとに経費を算出しなければならないという原則がございます。下水道料金につきましては、現在約 20 m³の使用量が平均でありますので、天王町では 2,700 円、昭和町においては 2,800 円で、飯田川町は今後、料金の改定が予定されております。これは消費税をいれる前の金額でございますけれども、このように現在 3 町においては、下水道料金の格差がそれほど広がらない予定でありますので、当面現行のとおりと致しますが、平成 20 年度からは使用料を統一するという事でございます。次に、受益者負担金・分担金の徴収制度ということでございます。この制度は下水道事業の建設費の一部に充てるため、受益者から応分の負担を頂くという制度でございますけれども、考え方は下水道使用料と同じ考えかたでございますので、平成 20 年度から統一するというものであります。

55 ペ - ジをお願い致します。また、事業の統一は当面行えない訳であります。管理は一元化する訳でありますから、排水設備工事の指定店登録手数料及び検査手数料につきましては、具体的な調整方法のとおり合併時に統一するものであります。次に、水洗便所改造資金融資斡旋及び利子補給については、下水道接続を奨励する必要から制定されておりますので、貸付限度額及び返済期間がもっとも長い昭和町の例により実施するという調整案でございます。以上でございます。

会 長（石川天王町長）

協議第 40 号の上水道、下水道事業の取扱いについて説明が終わりましたけれども、これについてご意見ご質問等ございましたらお願いします。

館岡委員（昭和町）

館岡です。この平成 20 年度に統一という根拠は何処からきたのでしょうか。ご説明をお願いします。

会 長（石川天王町長）

20 年に統一すると 2ヶ所ありますけれども、この 20 年の根拠は何かと。

説明者（専門部会：上下水道部会長 小林）

只今、なぜ平成 20 年なのかという質問ですけれども、通常であれば一つの市の場合に料金の格差というものは水道法の中ではなるべくつけないほうがいいというふうに、いわば禁止というような文言もございます。しかし、一つの市になる訳ですので、そんなに長い間料金差別をつけるというようなことはやはり上水道の公共料金としてそぐわないのではないかとということで、ある程度の

期間をみて20年度と。なるべく早い機会には統一を図りたいという考えでございます。以上です。

会 長（石川天王町長）

要するに3年間で調整して直すということでしょう。それでいいですか。その他にはないでしょうか。

堀井委員（天王町）

これも具体的な議論になりますが、私共議会議員としても常に考えていることなのですが、上水道はもとより下水道において、各3町は相当の累積債務、いわゆる借金を抱えております。これは一般会計をも上回る、恐らくそれぞれの自治体で借金を抱えているというのが現状だと思います。文化生活を行うには当然お金もかかるという当たり前のことでありますが、合併をして138億の特例債ということになるのですけれども、今後一つの市として進んでいく中で、一般会計、特別会計、受益者負担といえども、少なれば持ち出し必要ということになりますから、建設計画の中で3町が合同したときにどの程度の上水道、下水道事業で、そしてまたどの程度のエリアまで許された範囲となっていくのか等々を、きちんとした上、下水道に係わるところの建設計画というものを、全体的な財政のバランスを損なうことのないように意を持ちえておく必要のある行政分野だというふうに思います。これは今日さわりの部分の提案でありまして、この部分の上ではまずいいかなという感じはしますが、むしろ今までの累積債務をどのようにして市としての対応をし、そしてまた市としての財政全体のバランスに組み入れていくのかということ、建設計画の中でしっかりと皆さんで検討を加え、そしてしっかりとしたものを作っていくものだと思いますが、それについて会長としてどのようなものの考えを持っているものかお示し頂ければありがたいと思います。

会 長（石川天王町長）

そもそも合併の構成を考える場合、要するに一番お金がかかるのはご存知のように下水道だと思います。それで、幸いと言いますか天王町の下水道の普及率、集排も含めて約72～3%、昭和町も70%を一応越しております。飯田川は95%ということで、一般会計を上回る債務があるのは承知であります。ただし、下水道の新市建設計画にどのように描かれるかわかりませんが、今まさに健全財政ということ踏まえると補助金は50%でございますが、75%の起債も含めて、償還金を上回るような借金はしたくない。これは基本原則だと思います。3町共に。それをもって、まだ未処理地域の方々については一日も早く待っていると思いますけれども、今言ったような財政、健全財政ということ踏まえると、今までのように何億とか、天王町の例で言うと4億5千万から4億に下げています。そういうふうな実情を踏まえながら、先程言ったように95%、70%超えていますので、他の地区よりお金は将来あまりかからないという点も踏まえながら、やはり健全財政を維持するためには事業量というものの縮小と言いますか、それは当然視野に入れなければ財政が持たないということになりますので、この点についても新市建設計画についてとくと反映していかなければならないと。今のところはそういうことしか言えません。

堀井委員（天王町）

基本的には今、会長のおっしゃるとおりでよろしいかなと思いますが、文字通り合併されることによって膨大な下水道に係わるところの累積、借金が出てくる訳です。基本的には、先程事務局の説明の中にもありましたが、受益者負担が原則、そしてまた独立会計が原則ということだけでも、問題は、水道管は引いたけれども、どれだけの利用率を上げていくのかということもこれからかかってくると思うのですよ。ですから、借金を返すための標準課税を起さざるを得ない。恐らく3町の財政は同じ事情になると思います。この下水道に関しては、そこら辺も含めて、将来どうい

ふうな一般会計とのバランスを取っていくのか。これこそやはり、建設計画の中の最も大事な要素になるかと思しますので、なってから悠長にやるということではなく、お互いに腹を割って3町が話し合いをし、どこどこに手をつけ、押さえていくのかということを経済計画も事業計画も含めて、前もって物事を進めていくと。やはり3町の首長がきちんとリーダーシップをとってほしい。場合によってはこの協議会の中に率直に提示をし、意見を頂くというような機会をとって頂ければさらにありがたいと思しますので強く要望をしておきたいと思します。

会 長（石川天王町長）

わかりました。いずれ新市建設計画も財政シミュレーションも含めて、財政計画もお示しする時期があると思しますので、そのときにとくにご意見あるいはご協議したいと思します。後はないでしょうか。

〔なしの声〕

会 長（石川天王町長）

ないようでございますので、協議第40号上水道、下水道事業の取扱いについては原案のとおり承認してもよろしゅうございますか。

〔異議なしの場合〕

会 長（石川天王町長）

原案のとおり決定致しました。確認月日のご記入をお願いします。

では、協議第41号の天王町・昭和町・飯田川町合併協議会補正予算（第2号）ついてを議題と致します。説明をお願いします。

説明者（事務局長 幸村）

大変恐れ入ります。はじめに、ミスプリントがありましたので訂正を願います。35ページです。協議第38号でございますが、これの提出月日16年の2月13日の本日付けに訂正願いたいと思します。それから37ページの提出月日も2月13日に訂正願いたいと思します。それから協議第41号58ページでございますが、58ページを只今からご説明致しますが、ここの提出月日も訂正願いたいと思します。大変申し訳ございません。

それでは58ページ、協議第41号をご説明致します。平成15年度天王町・昭和町・飯田川町合併協議会補正予算（案）についてでございます。次のページの59ページをお願い致します。補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。第1条の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,926千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20,249千円とするものがございます。続いて62ページをお願い致します。62ページの2、歳入でございますが、1款1項1目の負担金をこの度4,926千円減額致しまして、15,000千円とするものがございます。これにより平成15年度の3町の負担金は5,000千円ずつとなります。これは、国から合併準備補助金として各町に5,000千円ずつ補助されることから、各町から合併協議会への負担金を国庫補助金と同額の5,000千円とするものであります。次に2款1項1目の県補助金でございますが、これも4,000千円減額致しまして1,000千円とするものがございます。続いて次のページでございますが、3の歳出についてでございます。1款1項1目の会議費でございますが、66千円減額し2,420千円とするものがございます。この内訳としては、1節の報酬を96千円減額するものであります。それから11節の需用費30千円の追加であります。これは協議会や小委員会等の会議時の経費を追加するものがございます。次に、2款1項1目の事業推進費でございますが、8,860千円減額致しまして、12,521千円とするものがございます。

この内訳としては、8節の報償費は110千円の減額でございます。これは名称募集記念品でございますが、新市名称選定は早くとも4月頃に名称決定となることから、15年度予算を全部減額するものでございます。9節の旅費については、161千円の減額でありまして、この内訳は普通旅費128千円の追加でございます。これは合併準備に関する視察として、事務局職員による旅費の追加でございます。それから特別旅費が289千円の減額であります。11節の需用費は244千円、これは印刷製本費の減額でございます。それから13節の委託料、これは8,345千円の減額でありまして、業務委託分の額の確定によるものでございます。以上でございます。

会 長（石川天王町長）

補正予算について説明がありましたので、ご意見ご質問をお願いします。

〔なしの声〕

会 長（石川天王町長）

なしの声がありますので、この41号の予算については原案のとおり決定してもよろしゅうございますか。

〔異議なしの声〕

会 長（石川天王町長）

それでは確認となりました。確認月日をお願いします。

次に、次回開催日についてを議題と致します。説明をして下さい。

説明者（事務局長 幸村）

64ページをお願い致します。次回開催日についてであります。第11回合併協議会の開催日については、2月26日は天王町福祉センターにおいて開催します。次は、3月26日は飯田川町公民館で開催致します。また、第13回協議会以降の開催予定については、下の方の表に示してありまして、4月からは原則第3木曜日に開催する予定としております。説明は以上でございます。

会 長（石川天王町長）

これでよろしゅうございますね。

〔異議なしの声〕

会 長（石川天王町長）

それでは、次回の日程等も決まりました。予定されました次第は終わりました。長時間において、長い時間協議頂きましてありがとうございました。

これをもって、本日の会議を閉じさせて頂きたいと思っております。ご苦労様でした。